

間島國境問題

幣原坦

第一章 緒言

第二章 清韓交渉の歴史

第三章 乙酉の勘界談判

第四章 丁亥の勘界談判

間島國境問題

幣 原 坦

第一章 緒 言

間島が清韓兩國の問題たりしや久しといふへし。乙酉丁亥（我明治十八年及二十年）には、兩國互に員を派し界を勘し、はては雙方より多少の讓歩ありしに係らず、議論遂に解決に至らず。烏兔匆匆、又二十年を經過し、韓國が日本の保護を受けてより、事件は延て日清間の國際問題となれり。

間島とは、韓民が始めて豆滿江を越えて耕作を試みたる、鍾城穩城の間なる、分流地點の一地名より起り、韓民の移住次第に繁く、豆滿江沿岸一帯の地に蔓延するに及び、遂に其全體を呼ぶの名稱となるに至れること、乙酉勘界使李重夏の啓草別單に見えたり。間島又墾島といふ。韓音相通する也。又墾の字畫を省略して良島とも書き、一に北墾島とも稱す。新に開墾せられたる川と川との間の地方といふ義に過ぎず。

今日鴨綠江の北岸にも、韓民の移住甚多く、號して南間島、又は西間島といふ。豆滿沿岸の北墾島に對せる名稱たるのみ。然れども鴨綠以北は、是れ清國の領土にして、勘界の問題外に屬するか故に、茲に陳へむとする所には入らざる也。

間島の四至疆域は、正確に明言するを得ず。されど、西は白頭山（長白山）を限り、東は豆滿分東兩江合流の邊に至る。韓人の主張より推算すれば、大約分東江の上流と松花江の上流とを連絡して、之を其北境と考定せるものと如し。而して其地名も、繁瑣にしてよく知れ難きを以て、専ら豆滿江南岸の地名を冠して唱へつゝあり、茂山の北にあるを茂山間島といひ、會寧の北にあるを會寧間島といひ、鍾城、穩城の北にあるを、鍾城間島、穩城間島といふか如し。

間島に關する日清の交渉は、猶未だ解決に至らず。而も從來のゆきかくりは、人の知らむと欲する所也、茲には主として、韓國に存せる文書によりて其梗概を叙す。或は大考査の乘ともならずは幸のみ。若しそれ之に關する清國、及其他の方面に於ける史料を供給せられ、又は批評を賜はらむ人あらば、増補訂正の益、獨り余の喜のみに止まらざるべし。

第二章 清韓交渉の歴史

間島問題に關して一の重要事件たる、白頭山定界碑の建立は、今を遡ること百九十六年、朝鮮肅宗の三十八年にあり。年の四月、烏喇總管穆克登、勘界の任を帯ひて邊境に

來り、朝鮮の接伴使朴權、咸鏡道觀察使李善溥と會し、朝鮮の萬戶李義復、趙台相と共に、分水嶺の頂に登り、相議して碑を建つ。碑は山頂の大澤より東に下ること十韓里にあり。高さ二尺餘、幅一尺餘、正面に刻して「大清烏喇總管穆克登、奉旨查邊、至此審視、西爲鴨綠、東爲土門、故於分水嶺上、勒石爲記、康熙五十一年五月十五日、筆帖式蘇爾昌、通官二哥、朝鮮軍官李義復、趙台相、差使官許樑、朴道常、通官金應瀾、金慶門」と曰ふ。後世清韓兩國の見解を異にせる點は、即ち文中に所謂「東爲土門」の一句にあり。

正祖の朝、大提學より吏曹判書に進み、純祖の元年（西曆一八〇一）を以て死せし洪良浩は、其著白頭山考に、土門江は豆滿江の上流なりと説き（耳溪外集、卷十二、第二十七丁右）、更に其委曲を述べて曰く、碑後より轉上數十歩にして、東西に乾溝あり、東を土門といひ、豆滿江と宣城に會す（耳溪外集、卷十二、第二十九丁右）、更に穆克登の復令を轉載せるは、最有益なりとす。曰く、立碑後、從土門源、審視流、至數十里、不見水痕、從石縫暗流、至百里、方現巨水、此無水之處、如何使人知有邊界、不敢相犯我國、以土門源斷處、或築土、或聚石、樹柵以接下流之意、申復云、（同、第二十九丁右、及左）。今より百年以前に於て、地勢未だ全く瞭然たらずして、漠然土門江を豆滿江の上流と目せし者あること亦知るべき也。

前韓皇の十九年（我明治十五年）冬、吉林將軍より朝鮮に發送せる公文書の中に、土門以西以北佔墾の朝鮮貧民を刷還すあり。翌年四月、清國敦化縣の告示に、鍾城、會寧、南邑の越邊は、民をして歸回淨盡せしむあり。是に於て鍾城、樺城、會寧、茂山等の邊民は、清國か、今の豆滿江を以て、碑文の所謂土門江と同一視せるを不可とし、碑の出る處に至りて詳に形勢を探り、鍾城府使李正來に訴ふるに、速に敦化縣に照會して、國界を査定せむことを以てしたり。其願書の趣旨にいふ、土門と豆滿とは全く別流にして、土門は其源を分水嶺上定界碑のある處に發す。豆滿江の源は、全く朝鮮の國界内に發せるものにして、清國の關知する所にあらず。清人或は土門といひ、或は圖們と稱するも、土門は定界碑の處に流るゝ川にして、圖們は慶源府より下りて海に入る川を呼ぶ。後者は即ち豆滿と相同し、今清國官憲か、豆滿以北を指して土門以北となす。是れ土門以南に雜居せる清人か、朝鮮人の爲に耕作の利を占めらるゝをねたみ、之か驅逐策を講じて、敦化縣に誣告せしより、遂に公然同縣の告示となりしなりといへり。

是時に當り、魚允中は西北經畧使として慶源府にあり。乃ち鍾城の人金禹軾をして、分水嶺に登りて實況を踏査せしむ。禹軾、五月十五日を以て碑を探り、二十九日、還りて經畧使に復命する所あり。然れども其復命は、土門豆滿の事につき、猶明亮を缺きしものを見ゆ（此時の金禹軾の探界路程記によるも、北輿要選卷下第二丁右黑龍江の源は明記せるも、土

門豆滿の説明さたかならず)、更に再探に従事せしめ、鍾城の人吳元貞をして、禹軾に伴つて共に登山せしむ。禹軾等、是に於て復た白頭山に登り、七月一日會寧に還り、乃ち經略使に復命せり。今回の禹軾の探界日記によれば(北輿要選、卷下、第二丁左、及第三丁右)、地勢稍分明也。即ち彼等は、碑のある處に到りて其文を刊し、大角峰を踰て土門の下に出て、泡石浦に至る。此間無水の谷約百韓里也。是より次第に水出てく川を成す。土門江是也。江を渡り北の方石陵に至れば、三江合流の處あり。原流は土門江にして、其他の二水、源を北甌山に發し、西流するものは黃水となし、北流するものは黃口嶺水となす。此三江合流の末は黑龍口に入る也。北甌山の東南より出つる二大川は、合して正南に流れて豆滿江に入る。元口江是也。北甌山の西南より出つる二大川は、流れて土門江に入るといふ。韓人の所謂豆滿土門の別、是に於てか明瞭となれり。魚丸中乃ち、鍾城府使をして敦化縣に照會せしむ。其中にいふ、我國に於ては、土門と豆滿とを別流と解し、古圖の憑據すべきものあれども、未だ其源を窮むるに至らざりに、今我邊境列邑の民、私に源を探りて、歸りて報告する所あり。我官憲は、漫に民言に據らず、又別に人を遣はし、穆總管の定界碑を尋ね、土門江の源流を審査せしむるに、果して民言と符合せり。貴縣宜しく實地を調査し、康熙年間に畫定せし境界に遵はるべし。就ては貴縣より人を派し、我派員と共に、先づ白頭山の定界碑を窮め、土門發源の

處を審にし、以て境界を明かにせられむことを請ふ。是れ土門豆滿の爭議に關する公文往復の始なるへし。

前韓皇の二十二年（我明治十八年）、安邊府使李重夏、勘界使に任せられ、清國の派員と共に、境界問題を解決せむと試みたり。九月二十六日、李重夏は、從事官趙昌植と會寧府に至り、清國の派員たる、邊務交渉承辦處事務德玉、護理招墾邊荒事務賈元柱（以上瓊春より來れる者）、及督理商務委員秦煥（吉林より來れる者）と、談判兩日に亘り（九月三十日十月一日）、朝鮮勘界使は、先づ定界碑を勘査せむといひ、清使は圖們江の源流を踏査すへしといひ、互に固く執て主張を曲げず。十月三日出發、漸く進みて豆滿江の上流、西豆水（西頭水とも書けり）、紅湍水（紅丹水又は洪丹水とも書けり）、紅土山水の、三川分流地點に到りしに、清國の派員は、復た豆滿江の本流勘査を主張し、朝鮮勘界使は、先づ碑のある處を審にせむといひ、議論猶一致せざりしかは、遂に道を分ちて、三方より進むこととなり、十五日、朝鮮從事官趙昌植、隨員李奩燮、金禹軾等は、德玉と共に紅湍水源を探り、隨員吳元貞は、清國の繪圖官廉榮と共に、西豆水源を尋ね、勘界使李重夏、按撫中軍崔斗衡、隨員崔五吉、權興祚等は、清の派員秦煥、賈元桂と共に、紅土山の水源に沿ひて、定界碑の所在地に至る。而して諸員、二十七日を以て茂山に歸還せり。

此時李重夏より朝鮮國王に上りし啓文によれば、白頭山頂の大澤の南麓十韓里にして定界碑あり。碑の西數歩にして谷あり。是を鴨綠江の源とす。碑の東數歩にして亦谷あり。土門江の源即是也。此處、石堆土堆を連設すること九十韓里、其高さ數尺、堆上樹木おのつから生し、中には甚太きものあり。是れ立碑當年の限界と見ゆたり。東の方大角峯に至り、谷の形忽ち狭くなり、土岸對立して門の如し。土門江の名起れる所以也。かの豆滿江の上流、衆水發源の中、此堆に最近きものは、紅土山の水源なるも、是れとて相離るること四五十韓里とす。土門江の形勢を見れば、碑の東より直に谷となりて下ること百餘韓里、始めて水出てく川となり、東北に流れて松花江に入る。清國の派員は以爲らく、當國の境界は、もと圖們江にして、今實地を踏査するに、碑の東の谷は松花江の上流なれば、碑文に所謂「東爲土門」と符合せず、頗る疑ふへしと。然れども、碑、堆、及土門の形勢右の如くにして、豆滿江の上流は遙に之と隔つるか故に、朝鮮にては、初より土門を以て定界と認むと説明するも、清國の派員は、圖們江の正源を以て定界なりと主張して止まず。朝鮮勸界使は、紅湍水源か、西の方鴨綠の支流と相距ること七十五韓里、立碑の處と南北相距ること百三十韓里、西豆水か、立碑の處と南北相距ること實に四五百韓里なれば、碑文の所謂「東爲土門」と關係なしと辯せるも、清國の派員は碑界江源の自國製地圖に合せざるを疑つて下らす。乃ち各々碑文と地圖とに證印

を捺して相頒ち、十一月三十日、會寧府より別れて國に歸れり。國界問題遂に解決に至らず。是より二年、丁亥の年（我明治二十年）、再ひ勘界の談判あり。此度は、兩國の派員、局を結はむとして盡力する所あり。朝鮮勘界使、大に歩を譲りて紅土水に界を定めむとし、清國派員も、石乙水を界とせむとまでいふに至りしも、是亦議論一に歸せずして止むこととなれり。兎に角も、前陳乙酉、丁亥の查界は、正式に清韓兩國より人を遣はして、共に實地檢分の上、談判をなさしめしなれば、大に後の參考ともなるか故に、更に其委曲を後章に縷述すべし。

かくて日清戦争となりしか、戦後二年（明治三十一年、韓國光武二年）の秋、鍾城の民吳三甲等、又上書して、間島居住民の貫籍を失ふことを訴へしかは、韓皇旨を下して政府に稟申せしめたり。三甲等乃ち、其翌年を以て内部大臣に訴へ、内部大臣李乾夏は、咸鏡北道觀察使に訓令を發して、之を勘査せしむ。是に於て、咸北觀察使李鍾觀は、慶源郡守朴逸憲をして、觀察府主事金應龍と共に、往て查界の任に當らしむ、逸憲等四月十六日出發、五月十五日歸還、觀察府に復命する所あり。其要旨は、定界碑の東西なる分水の谷は、恰も八字形をなし、西は鴨綠江の谷にして、東は土門江の谷たり。碑及堆は、豆滿江の上流を去ること九十韓里餘、然るを豆滿江を指して土門江なりとするは誤れり。碑より東の谷に従て下れば、石堆あり。其延長二十韓里。大角峯に至りて土堆と

なり、更に東に亘ること七十韓里。其間土壁ありて門の如し。土門江の名因て起れる所以也。土門江の源は、石堆土堆をつたひ、杉浦に至りて水始めて出て、北甌山の西を廻り、流るること五六百韓里にして松花江と合し、更に東して黒龍江となりて海に入る。此土門の水流は、清韓兩國の界なるに、韓國は初め邊釁を慮りて、流民のことに赴くを禁せしか、清國人其虚に乗じて占居せりといふにあり。

觀察使乃ち、月の二十五日を以て、内部大臣に報していふ、鴨綠土門の國界たるは、天成の地形素より當に然るへし。勘界使李重夏、曩に是を以て清國の派員と論辯し、而も事遂に決せざりしは、國民の恨とする所。今や韓民の間島にある者數萬戸、而して清民は數千戸を出てす。然るに彼れ、先占の勢を以て韓民を抑壓し、賤役に驅使し、或は清國の俗に従はしむ。されど其實、韓民は皆本國の籍に入るを願はざる者なし。玆に碑文と地圖とを封し、金應龍をして上送せしむ。

光武六年（我明治三十五年）、在間島の韓台教等、早く間島居留の韓民を調査して、之か戸籍を作り、官を置いて以て政府より保護を與へられむことを乞ひ、池用洙、張鳳翰、金炳燮等を京城に遣はして、内部に訴へしむ、内部乃ち李範允を以て視察使とし、李秉純、李昇鎬を以て委員となし、往て其地を踏査し、且其民を綏撫せしむ、範允命に従ひ、七月二十三日豆滿江を渡り、間島に赴て韓人を撫諭し、以て韓國の版籍に入らしむ。

此時在間島韓民二萬七千四百餘戸、男女十餘萬口あり。範允又、勸界の舊記を編して他日の公證に資せむと欲す。慶源の金魯奎之が編輯の任に當り、光武七年を以て開刊せしもの即ち北輿要選となす。先年皇城新聞社長張志淵、丁鏞の我韓疆域考を増補するに當り、其末尾に附する所の白頭山定界碑考は、全くこの北輿要選に據りて文を成せり。

視察使李範允か、光武六年より七年にかけて、度々内部に報告せしものによれば、在間島の清國官吏は、同地在留の韓民に壓迫を加ふるこ甚しく、兵を縱つて肆に韓民を捕縛笞杖し、或は財を奪ひ税を課し、甚しきは之を銃殺するに至る。韓民止むを得ず、私に砲を備へて自衛の道を講するも、危険極りなく、訴願續出するか故に、速に駐在官を置いて、以て韓民の生命財産を保護せしむへしといへり。是に於て、内部地方局長代辦禹用鼎は、意見書を政府に提出し、外部より清國公使に談判して、土門江以南を韓國の領地と確定し、官を設け税を課せむことをすくめ、先づ間島に管理を置き、該地の事務を專掌せしめ、韓民保護の任に當らしむへしと建言し、議政府參政金奎弘故學部大臣亦上奏して同意見を述へ、視察使李範允を以て、間島管理たらしむるを可なりとすと提議せり。外部乃ち、清國公使許台身に此事を知照せしか、許公使は之を不可とし、間島の清國領なるを主張し、清國より已に地方官を派して、該地方の事務を專掌せしめ居れるを以て、韓國の管理を置くは當を得すと抗議し、外部亦之に對して辯駁を重ねる内に、北

邊いよく騷擾にして、やかて日露戦争はなれり。而して交戦中明治三十七年十月十三日の漢城新報は、清曆五月二日、清國吉強軍統領胡殿甲、延吉廳同知陳作彦か、韓國參領金命煥と會して、新條約を議定せしものゝ如くに傳へ、其約款十二ヶ條を掲載せり。就中、(一)、兩國の境界は、白山の記標を以て證となす。仍て兩國政府は、員を派し會同して之を査すへきなり、其以前に於ては、舊章に照し、圖們江を以て境界となし、各其汎域を守り、縦に兵丁の武器を携帶して、境界を越へ疊を滋くするを得ず。(二)、韓人李範允は、境界に於て數次事を滋くす。韓國境界官は速に之を禁止すへし。若し再び境界を犯すか如きことあらむか、是れ故なくして條約を破るものなれば、惟韓官其責に任せざるへからず。(三)、韓人李範允は、北壑島を管理す。斯の如きは、未だ清國政府の准さるる所にして、清國境界官は之を認めず。韓國境界官も亦之を認めざるへし。(四)、古間島、即ち光霽谷假江地は、舊により鍾城韓民に租種の權ありといふか如きは、其主要なる條項なりと雖、是れ素より韓國政府の承認せざる所なるへく、又行文中、事理の通せざるふしなきに非ず。蓋し清國の邊境官か、かゝる意味の條約を締結せむこと、成らざりしものなるへし。

第三章 乙酉の勘界談判

前韓皇の二十二年乙酉（我明治十八年）、清韓兩國派員の、談判ありしとは、前章に一言せり。是れ一の重要事件なれば、茲に重ねて縷陳する所あらんことす。年の三月、清國官憲より、兵を間島に派して非違を檢せしむるの照會ありしものと見ゆ、韓國會寧府の按撫營より之に對せる覆照を發し、豆滿土門兩江の間は、幾百年間荒蕪の地たりしか、近年兩國邊界の民、入耕して沃壤と變するに至れるを、今貴國より兵を派遣せられては、幾年堵に安んずるの民、驚て其業を失ふべきか故に、派兵を中止して兩國より委員を出し、以て疆界を一定せむことを乞へり。然るに清國官憲は、之に耳を傾けざりしものゝ如く、三月二十九日、清國人、隊を作て茂山に來り、社島に至て旗を立て、農舎を燒き人畜を逐ふ。四月九日、騎馬の清人二名會寧に至り、十日茂山に向け出發せり。其用向を問ふに、去月十六日、茂山間島に非違を摘發したるか故に、吏を派して之を調査せしむといふ。四月十一日には、騎馬の清人十一名、茂山より甫乙下鎮の境内なる、白龍洞の間島に至り、火を農舎に放ちて甫乙下鎮に至る。其故を問へは上官の命により、間島防禁の爲にすといふ。而して更に間島の農舎三箇所に放火して永綏村に來り、復た江を越えて農舎を毀焚し、農民を毆逐す。十三日には、茂山、鍾城邊に、清兵の來

往繁く、間島の農舎を焼き、農民を驅逐する例の如し。此清兵は、琿春の守兵、及南岡の屯兵にして、其稱する所によれば、邊境の韓民、清國領土に侵入して耕作に従事するが故に、琿春副都統衙門の命によりて、此等の韓民を驅逐するなりといへり。

是に於て、朝鮮政府より、いよく勸界使を派遣して、清國の委員と談判せしむることとなり、安邊府使李重夏を以て、其任に當らしむるに至れる也。八月九月の交には、會寧、慶興は、勸界使を迎ふるの準備に忙はしく、九月十八日には、清人二名、勸界の公文を持して按撫營に到り、勸界使の一行も、二十日を以て鏡城に至り、清國の督理秦煥は、己に十六日に花龍嶺（會寧の對岸）に來り、德玉、賈元桂の兩委員も、亦引つゝき同所に相會せり。

九月二十六日、朝鮮勸界使李重夏會寧に着し、德玉、賈元桂の一行も來着し、二十八日、秦煥亦會寧に到る。三十日、いよく談判は會寧に於て開始せられたり。

兩國委員互に職責を照明して後、朝鮮勸界使は、今回の事、専ら碑を詳査するにある旨を述べしに、清國派員之を駁していふ、宜しく圖們江の邊界を勘定すへし、何ぞ查碑に専らなるを得む、碑文は或は證さすへきあり、或は證さす可らざるありと。蓋し碑の所在地より、河流に沿ひ、下つて境を定むること、豆滿江より、流に溯つて境を定むことは、雙方の主張上に甚大なる影響を有するを以て也。勸界使いふ、敵邦貴國の恩を蒙む

るこゝ一日にあらざるは、君臣上下の感激する所、豈據るなきの事を以て煩をなさむや。もご北道の民、中外一家、共に大國の赤子たるの感を抱き、往いて豆滿江の沿邊に耕す。然るを琿春より派する所の兵、其農舍を焚毀し、民人を驅逐す。慘害言ふへからず。惟ふに白頭山分水嶺上、己に康熙帝劃定する所の碑あり。決して漫に驅逐せらるへきにあらず、在琿春の諸大人、未だ原碑を詳察せざるか故に、支吾を生するに非るなきを得むや。派員會同の事は、初より地を獲むとするにあらず、敵邦の地は皆これ清朝の所有なるのみ。只生民の顛壑を見て訴ふる所なくんは、康熙帝立碑の本意に辜負するか故に、證告して以て、隠るゝなきの心を明かにするのみ。碑は最重大なる關係を有するものなるに、其眞僞辨し難しとなすは、驚かざるを得ず。地勢江形に至りては、只第二の事に屬す。敵邦の控告する所は、唯碑堆の一案にあり。是にして疑ふへくんは、何ぞ敢て他を論するを須あむや。清の派員曰く、果して然らば、朝鮮國王より我禮部に咨するに、立碑の舊界を勘査するを請はすして、圖們江の舊界調査を請ふは何そや。且圖們と豆滿とは、實に一水のみ。遍ねく勘査の後、自ら公論あるへし。請ふ平心、以て此事を辨する可也。朝鮮勸界使いふ、共に山に登りて調査の上、豆滿の上流、もし分水嶺の碑堆と相接すれば、敵邦の前言誠に誤れり。又もし之と接せず、而して碑堆に近き水源は、別に一流をなし、土壁門の如き形をなさは、敵邦の主張據る所あるなりと。

清國の派員いふ、沿江越江の地は、曩に吉林の李知府の査定によるも、明に清國領に屬す。李知府人となり慈祥愷惻、豈他國の領土を占有し、窮民の生路を絶たむや。此地果して朝鮮の地ならば、初より争ふの要なきも、清領なるか故に、主張を曲げざるのみ。豆満と圖們とは、兩江の名にあらず。碑はいかやうなりとも事を記すを得へし。分界の實據さすへからず。清國の所謂圖們江は、貴國にては之を豆満江といひ、清國の海蘭河を、貴國にては圖們江といふ。相共に其水源を審勘せは自ら判明せむ。碑も亦調査すへきも、それより先きに、舊時の邊界を踏査すへき也。越江の流民は、一年を限りて撤退せしめられたし。典籍に徴するに、圖們江、其源を長白山に發し、吉林朝鮮分界の河たるは、彰として考ふへし。而も亦豆満江の名なし。豆満は圖們的轉音にして、圖們江以北は、清國の領土なるに、貴國の民、江を越えて地を墾する者次第に多きに至れるなりし。

勘界使之に答へていふ、豆満江は源を白頭山の餘麓に發し、敝邦内地の江名に係る。豆満は敝邦の方言也。茲に辯する所のもの土門にして、而して貴國の人は、毎に土門と圖們とを混して之をいふは、驚かざるを得ず。土門の名は、烏喇總管の定界碑にも見え、土壁門の如きより稱せるものにして、敝邦の人は、此流を土門江と認めて今日に傳へたり。もし豆満を以て土門となさば、「東爲土門」の義と符合せず。海蘭河は源を下畔

嶺に發し、下流は豆滿江に合す。分界江即ち是なるのみ。分水嶺は鴨綠土門東西分水の處にして、碑は即ち其上にあり。東の谷に沿ひて下らは、石堆土堆あり。而して豆滿江に發源の處と相距ること遠く、其間岡嶺を隔つること百餘韓里、敵邦の人、豆滿江を以て界限と認めざるは故なきにあらず。鍾城の越邊九十韓里、帽子山の下、索加土といふ處あり。貴國の人、開市の後、商品を朝鮮人に運搬せしめ、此地に至りて國境なりと稱して入らしめず。貴國の官吏、亦旗を立てて以て標限となす。是に於て敵邦の民は、之を認めて國界となし、役に服せしこと二百四十年、今停廢せるもの四年也。願はくは是等の情況を周察し、小邦の民をして、皇上至仁の政を體せしめられむことを。

以上は兩國派員の談判の概要也、已にかくの如く、互に相持して下らざること兩日、十月一日、遂に山に登りて勘査を行ふに決し、兩國派員、鍾城より茂山に向ふ。總員四十四名、馬二十八頭、内九名の人と馬一頭とは、茂山より、四名の人と馬四頭とは、甫乙鎮より、各回程歸還せり。

十月六日、兩國の派員は、茂山に於て更に議論を開始せり。朝鮮勘界使いふ、往昔定界の標限は、即ち碑堆也。此行先つ碑界を審にし、若し豆滿江其界たらは、更に辯論の要なし。若し土門江其界たらは、再ひ論議する所あるへしと。清國派員いふ、土門豆滿の一水たるは、已に明亮にして、何ぞ再査を須るむ。今回當に土門江の邊界を査すへき

のみ。朝鮮國王の咨議にも、土門江の舊界を查明せられたしごあり。會寧に於ける定議も亦然りしを、未だ數日ならずして變更するを得へけむやご、勘界使いふ、舊界の查明ごは即ち立碑の舊界を謂ふのみ。先づ碑界を看なは、問題は解決せむ。清國派員復た前言を反覆して、查碑の議に従はず。勘界使又、分水嶺の一碑なくんは今日の論あるへからざるに、查碑を餘事ごなすは訝惑に勝へすごいひ、清國派員は、此行の主旨、查江にありて、查碑は餘事なり。先づ餘事を行ふは、派遣の使命に違ふご主張し、勘界使は、更に、碑は定界の基本なりご論し、清國派員は、江あつて而して後碑ありごて、江を基本なりごし、之を經書の正文ご疏註ごに譬へて相争へり。

七日の談判に於て、又多少查碑查江の争議あり。遂に互に私心を去つて公查をなすへきを約し、明日を以て發程せむご會議せり。

兩國の派員は出發せり。十一日、途上、三下江口に於て、更に争議を生せり。蓋し清國派員は山に登らずして西豆水に向はむごせるを以て也。朝鮮勘界使いふ、見受くる所によれば、遍ねく山水を探りて、境域を尋ねむごせらるごも、是れ無用なるへし。清國派員いふ、邊界明かならざるか故に勘查をなすに、遍ねく山水を調へすごては、邊界の何れにあるかを知るを得ず。勘界使いふ、今始めて山水を遍勘して境界を知るといはご、當初立碑定界の意安くにあるか。清國派員いふ、土門江か國界たるは千古變せず。然れ

とも、碑は僅に百餘斤に過ぎざるものなれば、何者か其位置を變更せしやも知るへからず。碑文によれば、もご土門江源の西、鴨綠江源の東、即ち兩江中間の分水嶺上に碑を立てしこと明かなるも、兩江の源を查明せざらんには、此碑が果してもごの位置にありや否やを確むる能はず、碑の傍に石堆木椿ありごいふも、是れ皆人力を以て造るべきもの。碑の設けられしも約二百年前なれば、木椿朽ちすごもいひかたく、後に設けたるものごもいはくいはるへし。山水を遍勘せざるへからざる所以也。勘界使いふ、我國王より土門江の舊界勘査を請へるは、即ち碑東の封堆、及水源を指せるものにして、敵邦の人は、碑堆か土岸ご相連つて門の如きか故に、今日に至るまで之を土門江ご認め來れり。吉林に於て之を黃花松溝子ごいふごいへご、そは我が關知する所にあらず、碑にしても後人の移建たるを疑はく、上古三代以後、豈信憑すへきの蹟あらむや。斯の如くならば、相互の考一致せざるものご見なすの外なく、西豆水の踏査に赴かむごせらるるをも、強ては止めざるへし。清國派員いふ、貴國王、土門江の舊界を査するを請へるは、土門江の上下の流脈を勘明するにあるなるへし。碑傍の黃花松溝子の下流、土門江ご通せば、亦之を土門江源ごいふへし。もし松花江に入らば、是れ土門江の源にあらざる也。勘界使いふ、大抵碑東の水は、其下流松花江に入る。豆滿江を以て界ごなさは、其源は碑堆に接せず。是れ今まで境界分明ならざる所以也。今や碑は以て據るに足らずごせらる。

界は碑に在りて、而して碑は疑はるごすれば、將た復た何の援證すへきあらむや。清國派員いふ、碑は證據とするに足らごいふにあらす。江ご碑ご符合すればよし、符合せさらむには、更に妥商辦理すへごいふのみ。勘界使乃ち、復た土門舊界の勘査は、豆滿江勘査にあらざるを述へ、迂回踏査の徒らに日子を費すを説き、碑は移すへごするも、堆の移すへからざるを論し、若し碑堆を移す如き大工事を行はく、清國に知られずして濟むとなごいひ、遂に清國派員ご同行するは、我國の内地を行くに過ぎずして、國境の勘査にあらすごして、之を辭するに至れり。

清國派員いふ、もし江源を會勘するを願はすごせらるゝならば、之を強ふること能はす。されご其執つて動かれざる議論は、辯せざる可からすごて、圖們豆滿の一水たるを反覆し、互に靈心平氣、會勘妥商するを可ごなすへきに、其内地なるか故に同行すへからすごいはく、圖們江勘査の着手を得へからす。又今回の事、單に查碑に止るものごせは、朝鮮國王より我禮部に咨請せる本意に符合せす。江流を會勘せすして、唯碑ご土門ごをのみ調査するは、是れ使命を了するものごいふを得す。勘界使いふ、貴所指して松花江の上流ごする所のものは、敵邦の人は土門江ごして之を知る。幾百年傳來の江名、今に至りて之を諱むを得むや。西豆水は、碑堆の南に於て、之ご相隔つる諸川中、最絶遠ごなす。然るに之を豆滿江の正源ごなして、往いて勘界せられむごす。未だ碑面を一

見するに及はずして、時日を勸江の間に虚送す。是れ同行する能はさる所以也。貴所查碑を欲せず、是れ勸界せざるに等し。もご立碑の事なくんは、焉そ、定界の論あらむやご。辯論回を重ねて三日に及へり。

さて兩國の派員は、豆滿江の上流、西豆水、紅湍水、紅土山水、合流の處に於て、江の正流の何れにあるかを知る能はさるを以て、十月十三日、路を分て踏査するの議を決し、各其部署を定めて之を實行せしご、前に一言せし所の如く、又十一月八日附の往復公文書によれば、三路の地勢の委曲を知悉するに足るものあり。然れごも、唯それ地勢を詳にせしに止りて、土門豆滿の争點を解決し、國界を畫定せりごいふにあらず。解決の必要地點たる土門源流の處に至りても、「朝鮮呼爲土門」ごいひ、其下流は「入松花江」ごいふに止り、専ら地形を詳録して、以て定界の參考ごなごくに過ぎさるものご如くなりき。

兩國の派員は、やかて歸途に就けり。勸界使李重夏の白頭山日記によれば、彼は二十日を以て長坡に、二十七日を以て茂山に到着せり、されは十月二十八日より十一月二十日までの按撫營よりの報告は、皆一行歸還の實況を知るに足るご同時に、いかに人馬の多數にして、一行の擾々たりしかをも想察すへき也。かくて李重夏か、清國の派員秦燦、徳玉、賈元桂等ご共に、會寧に歸着したるは、十一月十日なりき。

勸界の目的は遂に達せず。實に十一月二十七日の會寧に於ける談判、及其時の往復文に徴するも、清國派員は、寧ろ定界碑の位置か、所謂圖們江の水源と符合せざるをこそ怪しめ、毫も當初の所説を曲くるに至らず。朝鮮勸界使、亦碑堆の後世の移建にあらざるをこそ辯すれ、毫も土門圖們同一の論に従はざりし也。而して清國派員は、解決を得ざるまゝに歸途をいそぎ、十二月三日、秦煥以下七名は和龍嶺に向ひ、徳玉以下六名、及賈元桂以下九名は、琿春に向ひて出發せり。

此時李重夏の王に上りし啓文は、上章已に一言せるを以て、重ねていはす。但其啓章別單に於て、彼は更に具體的に、國境問題を考慮して以爲らく、(一)、碑文に東爲土門とあるより見れば、土門江の國境たるや明かなりとするも、其下流は曲折して松花江に入り、其間に何等標限なきか故に、何れの線を以て境界となすへきかは難問題也。立碑の處と豆滿江の源流とは、相隔りて連續せず。立碑の處より谷に沿ひ、下りて松花江に出づるを以て國界とせば、寧古塔、吉林等は、皆朝鮮の地たらざるを得ず。されはこて、山脊を以て國界となせる事實もなし。止むなくんは、鍾城の越邊九十韓里なる帽子山下を以て、兩國の境と認めむとせしも、清國派員は同意せずとて、國界勸定の至難なきを説き、(二)、古より豆滿江を越ゆるを禁し來りしか、己巳、庚午(明治二年、同三年)の大歎より以來、潜に之を越ゆる者多く、辛未、丁丑(明治四年、同十年)の間に、是

等の韓民を江南に撤退せしめむごせしも、皆貧困にして歸還するを得ず。清國の招墾も、亦實は牛穀を給して開墾せしめし事實あり。總して豆滿江の南は、地瘠せて凶作亦つゞけるに反し、一たひ江を北に越ゆれば、一望瀾然、地の利江南に倍蓰するか故に、禁を犯して往く者益多く、定界の論起るも、愚民は其結果を待たずして、移住を繼續するか故に、こゝ數年の中には、江南の列邑空虚なるやも知るへからず。是れ國家の利にあらざるを以て、更に邊境の禁を嚴にし、商務局の憑票なき者は、一切江を越ゆるを得さらしむるを急務とす。已に江北にあるの民と雖、統首を置て互に相制せしめ、遁れて露領に入るの弊なからしむへしと主張して、間島に事端を生せさらむことを謀りしも、事到底實行すへくもあらざりき。

第四章 丁亥の勘界談判

乙酉の勘界遂に合議に至らずして終りしを以て、其翌々年丁亥（我明治二十年）四月、更に再査を行ふこととなりぬ。督理吉林朝鮮通商會辦邊防營務所秦煥以下十五名、三月二十六日、和龍嶺より會寧府に先着して、朝鮮勘界使の到るを待ち、璉春承辦處徳玉以下十六名は、四月八日、亦會寧府に到着し、總理璉春黑頂子等處屯墾會辦邊防營務處方

朗以下七名は、四月十八日、亦同じく會寧府に來れり。而して德源府使李重夏は、再び勸界使として、三月十九日を以て德源を發し、四月二日吉州を經由し、三日明川に泊し、四月五日會寧府に到れり。

李重夏の啓文によれば、秦煥は會寧に着するや、十五碑を紅湍水に運び、界を紅湍三池の上に立てむとせりといふ。是に於て、李重夏の會寧に着するや、四月七日、秦煥と談判を開き、紅湍水を以て界となすの謂れなきを論辯せり。十一日、清國派員答辯を與へたり、其要領にいふ、前年の勸界は、江流に因りて江源を探れるものにして、先づ江源を擇んで江流を定めたるにあらず。穆克登建つる所の碑は、查邊の碑にして分界の碑にあらず、紅湍水を以て界となす、何の不可かこれあらむやと。十三日、勸界使之に答へていふ、定界碑に東爲土門とあつて、實際土岸の門に似るものあるか故に、之を認め土門とす、又鍾城の越邊帽兒山下を國界と傳へ來れるを以て、豆滿江北一帶の地を、朝鮮の領土と思惟せるのみ。土門圖們豆滿の轉音たるを、碑東の谷の水が流れて松花江に入るごにつきては、從來深く考へたる者あるにあらず。又山上の碑石は、國の標限と認められたるご三百年、國史野乘に備載せざるはなし。然るを曩には、之を目するに後人の僞作を以てし、之を疑ふに奸民の移建を以てす。是れ強て辯するを須たすして自ら明かなるへし。又邊を査して石を建つ、是れ界を定むるにあらずして何ぞ。盛京通誌

に、長白以南は朝鮮の界なりと見え、欽定通典に、朝鮮は圖們江を以て界となすごあり。查邊立碑の時、何ぞ長白を捨てて小白に立て、圖們を捨てて紅湍水に立てむや。唯圖們的源は、碑を距ること遠きか故に、土推を設けて之を相接せしめたるのみ。要するに今回の勘碑は、敵邦只謹みて圖們的の舊界を守るを知るのみご。

翌十四日、清國派員之に答へて、定界碑の松花江上流にあるへからざるを説き、先づ土地測量の爲に委員を派遣し、相伴つて之に隨ひ、一同前進、圖們江流に順つて江源を尋ね、以て國界を定めむごを促せり。是に於て翌十五日、勘界使は山上の碑の定界碑たるを反覆立證し、紅湍水は朝鮮の境内にあるものにして、之を圖們的の正流となして界を立て、以て穆克登の定界碑を補ひ、是を以て邊界となすに於ては、敢て異議なしといひ、頗る清國派員に歩を譲りし形跡を見るに至れり。勘界後提出せし李重夏の啓文に徴するも、彼は遂に土門豆滿を一江となすを争はざるも、紅土水は即ち大圖們的の源なれば、之を界とせむごを主張せりご見えたり。

十五日、清國派員は、明後十七日より江源の測量に着手せむご照會し、勘界使亦直ちに覆照するに、吳元貞等二名を遣はし、十七日より同行せしめむごを以てし、紅土水は確かに大圖們江なれば、他水は勘査の要なきを陳辯せり。

二十日、清國派員、重ねて山上の碑の分界碑にあらざるを述べ、併せて先發委員の後を追ひて、共に出發するの日を定めむことを照會したりしかば、勸界使は、復た山上の碑は分界碑たりと反駁し、紅土山上に一碑を増建するの説を反覆し、先づ此事を論定して後、入山の日を議せむと回答せり。之に對して清國派員は、かゝる議論に時日を費すこと無用なれば、二十二日を以て取敢へず出發し、沿道に於て指證せむと申込み、勸界使は之に答へて、大小圖們江は已に中外の地圖に瞭然たれば、遠く他水を勸査するの要なきも、貴所は遍ぬく江源を勸査せむと欲して、我言を納れされば、我は必しも強辯せず。教により二十二日を以て程に上らむといひ、二十二日、方朗、徳玉と、各兵丁を率ゐて茂山に向ひ、秦煥亦其後を追ひて發程せり。

二十九日、茂山の西なる長坡に於て、李重夏、清國派員に照會していふ、今回土門再査の事、我は先づ紅土山を勸せむとし、貴所は先づ西豆水を勸せむとす。一同先づ紅湍水に往きて水源を査し、然る後長坡に還り、更に西豆水に往くか紅土水に往くかを議せむと。清國派員亦之に従ひ、明日を以て紅湍水に往くを決す。

是に於て、閏四月二日、相携へて紅湍水を査し、同六日長坡に還り、再び長白山に入り、圖們江源を勸せむことを議す。而して清國派員は、西豆水を勸せむとし、茲に又其勸査につきて爭議を生せり。同八日、李重夏、清國派員に照會すらく、西豆水の交界に

關係なきこと、往年屢々辯せし所。然るに貴所は、復た往て之を勸査せむとす。理實に解すへからず。我は此議に従ひ難しと。清員答へていふ、凡そ圖們江と相連れる川は皆勸査すへし。況や西豆水は、江身の大きなるものなるに於てをや。貴使は又曩に西豆水に往くか紅土山に往くかを議せむといひて、今前議を更ふるは何そや。李重夏答へていふ、江源勸査の事、唯理のある所に順ふべきのみ。今已に長白山口に到り、勸すべきの路を捨て、圖們的源流にあらざる西豆水を査するは何の理そやと。

翌九日、清員は、圖們江と西豆水と已に同流なれば、安んそ圖們江か西豆の源より出づるにあらざるを知らむ。されは、十一日を以て同往勸査すへしと主張し、李重夏は、國界已に欽定會典圖説、皇朝一統輿地全圖等に明示せられて、天下に刊布せられ、大圖們江の何れなるかも明かなれば、之を熟覺せられよとて、皇朝一統輿地全圖中、吉林朝鮮交界の部の模寫本を呈し、猶十一日同行の議に従はず。清員亦遂に答案を與へず。

翌十日、又交渉あり、清吏いふ、貴使は紅土山を以て界を定めむとし、秦督理の意は西豆水にあり。斯の如くにして少しも枉げすんは、豈安定の日あらむ。今にして決せずんは、更に欽差の來るあらむとす。所説を拘執せずして、折合はれては如何。李いふ、圖們江自ら其限界あり。豈其内に縮定すへけむや。清吏いふ、縮地にあらすして増地なり。李いふ、敵邦豈分外一步を占むるを欲せむや。清吏いふ、一步と雖縮むへからざる

は、我等も亦然りて、快々として止みぬ。

十三日より、一同長白山に入り、紅土水を溯り、源盡くる處を窮め、轉じて立碑の處に至り、山形水容を探る。十六日清國の派員三名、相集りて李重夏に迫り、紅土水を觀るも碑堆に接せず、而して碑は後人の移建せしものにして、其移建の人も知れ居れるも、明言するに忍ひす。堆はもと清朝が長白山を祀る時の往來の標識なりといひ、李は之に答へて、紅土水が碑堆に接すれば、勘界の紛紜ある筈なし。而して碑は後人の移建にして、其人の名たに知れたりしとせば、明白に公文を以て之を示されたし。是れ實に一大事件なれば、我朝に奏して究辦すへし。而も之を公言せられざるは何の故そや。又堆の事につきては、穆克登の立碑の時に往復せし舊案文あり。亦疑を容るへからずとて、辯難幾回、毫も相下らざりしかは、清國派員大に怒り、任意紅湍水に決せむといひ、李は三百年來の舊界を變して、新に他界を定むへからずといひしに、清國派員、益激怒厲聲、以て李に迫りしかは、李亦、吾頭は斷すへきも國疆は縮むへからざるを答へ、談判遂に局を結はすして別れたり。

十九日、公文の往復あり。要は紅土水を以て界とするか、せざるかの論争也。

かくて談判復た纏るに至らず。二十四日長坡に出て、五月二日茂山に還り、五月六日、李重夏の一行と秦煥の一行とは、前後して會寧に歸着し、翌七日、徳玉の一行も亦會寧

に到る。而して方朗の一行は、暫く沿道視察の上、十五日を以て會寧に來れり。

之より先き、五月十一日、清國派員は、測定せる山水路程を照會し來りしか、其里數一切合はすさて、李重夏は之を還附し、別に水陸の里程を記して之に答へたり。而して此頃より、石乙水を限ごなすの議起りたるは、清國派員も談判を纏むるに務めしを知るへき也。

十五日、李重夏、會寧に於て秦煥を訪ひ、何れの川を以て大圖們江とせむとするかを謀り、皇朝輿圖に據らむことを主張せむとせしか、秦煥は答ふるに、皇朝輿圖の信憑するに足らざるを以てせしかは、李重夏は、然らばそれまでなりとて、歸京せむとせしに、秦煥は、繪圖成るまで待たれよとて、之を引止めたり。翌十六日、李は更に方朗を訪ひ、境界の議遂に纏まらざるを以て、歸途に就かむとするを告げ、再次會勘、猶決定に至らざるを恥つる旨を述べしに、方朗は亦之を然りとせし、石乙水を以て定界となさば、貴國は長坡をも失はすして利益なるに、猶紅土水を主張せらるゝは何の故をやと反問し、李重夏の啓文に曰く、華員亦自知其洪丹水不台圖典無以勒定、乃又窮覓一枝流、名石乙水者、要與定界、蓋石乙水者、自長坡沿紅土水而上八十里、未及紅土山十餘里、而自西南來滙紅土水者也、李重夏は、紅土水と石乙水とは、其間相距ること數里に過ぎずして、而も無用の地たりと雖、國家の疆土は尺寸も甚重しとて、紅土水を界とするを主張せり。

かくて談判解決を見ざるを以て、十八日、李重夏更に清國派員に照會していふ、茂山

以西の沿流、長山嶺の西邊、紅土水と石乙水と合流の處までは、已に勘定を経たれば、剩す所は、唯其兩水の源流に關する問題のみ。即ち敝職は紅土水に界を立てむとせし、貴所は石乙水を界とせむとす。兩水の間數里に過ぎさるも、疆土の事は慎重を要するを以て、公平に審議せられむことを望むと。翌日、清國派員は之に答ふるに、石乙水が舊界と符合するを以てせり。勘界後、清國派員の上りし奏文によれば、彼等は、輿地全圖の所謂大圖們江は西豆水、小土門江は紅湍水にして、穆克登の定界碑は、此紅湍水の三汲泡一帶の分水嶺上にありしものなるへしと思考せし也。

談判は依然として纏まらず。兩國の派員は、五月二十七日、會寧より別れて歸途に就けり。

（此篇を草するに當り、宮崎法學博士は耳溪外集を、小藤理學博士は地圖を、各示されたる芳情は感謝に堪へず。又先年、本間九介君の贈られし勘界謄録より、多大の資料を得たるは、最幸とする所也。）

